

## 卒業に関する規程

### (卒業要件)

第1条 本校を卒業するための要件は、次の各号を充足するものとする。

- ① 本校学則第17条の規定に基づき、本校に2年以上在学し、学則教育課程表に定めるところにより卒業に必要な67単位以上を修得していること。
- ② 本校の定めるところに従い、必修授業科目、所定の選択必修授業科目の全てについて履修し、単位を修得していること。
- ③ 卒業期までに必要な授業料等学納金の全てについて納入を完了していること。

### (卒業認定)

第2条 前条に定める卒業要件を具備した者については、学則第17条の規定に基づき、卒業審査会の議を経て、校長が卒業を認定する。

### (卒業の時期)

第3条 前2条に基づき卒業を認定された者の卒業時期は、原則として当該本人の第2年次が終了する年の3月とする。ただし、2年次留年者が卒業要件を充足した場合の卒業時期は9月30日とする。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市中村区稲葉地本通三丁目36番地

学校法人 NaRiBi 学園

理事長 榊原 晶恵